松阪市未来につなぐ森林管理Ｊ-クレジット 売買契約書

売払人 松阪市長　竹上 真人（以下｢甲｣という。）と買受人○○ ○○（以下｢乙｣という。）とは、国のJ-クレジット制度に基づく松阪市未来につなぐ森林管理Ｊ-クレジットの売買に関し、ここに契約（以下｢本契約｣という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２　甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

（定義）

第２条　本契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（Ｊ-クレジット制度）実施要綱」に定めるものとする。

（J-クレジットの売買）

第３条　甲は、次に掲げるＪ-クレジットを次に定める販売数量及び販売金額により乙へ売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（１）販売数量：松阪市未来につなぐ森林管理Ｊ-クレジット　○○○トン-ＣＯ２

（２）販売金額：金○○○○○円

（うち消費税及び地方消費税の額○○○円）

（契約保証金の免除）

第４条　契約保証金は免除する。

（代金の支払）

第５条　乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。

（Ｊ-クレジットの移転）

第６条　甲は、乙からの売買代金の支払を確認後、第３条第１号に定める販売数量をJ-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

（秘密の保持）

第７条　甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（遅延利息）

第８条　乙は、甲から納入通知書が送付されたときは、納入通知書に記載された期限内に滞りなく支払をしなければならない。もし、その期間内に支払を完了しないときは、甲は支払金額に対し、遅延日数1 日につき年２.５パーセントの遅延利息を乙に請求することができる。

（契約解除）

第９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（１）乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

（２）乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者に該　当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

（３）前各号の場合のほか、乙が本契約に違反したとき。

２　前項の規定により本契約が解除された場合において損害があるときは、その損害の賠償を請求することができる。

（損害賠償）

第10条　甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

２　乙によってオフセットされた商品(サービス、イベント(会議)、自主活動)において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

（疑義の決定）

第11条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その1 通を保有するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市長 　　　竹上　　真人 　　　印

乙 住所

氏名 　　　　　　　　　　　　　　 印